

議案第 25 号

水管パネルの取得について（追認）

舞洲工場の施設維持管理のために行った次の水管パネルの買入れについて、追認を求める。

- | | | | |
|---|---------|------------------------------------|------|
| 1 | 物 件 | 水管パネル | 17 点 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号
日立造船株式会社 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 84,618,000 円 | |
| 4 | 納 入 期 限 | 平成 29 年 3 月 31 日 | |

令和 5 年 12 月 22 日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横 山 英 幸

説 明

水管パネルの買入れについて追認を求めるため、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪広域環境施設組合財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第

1項第8号の規定により、組合議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。